

第17号の内容

消費者問題新番組「Shiga はっぴいらいふ」のお知らせ
＜消費生活情報＞メール配信のお知らせ
住宅瑕疵担保履行法スタート
消費生活センター講座のお知らせ
多重債務無料相談会のお知らせ



「消費者問題新番組」 隔週月曜日 キラりん滋賀545（BBC）で放送中

うおーたん&キャッフィーのShigaはっぴいらいふ

滋賀県を代表するゆるキャラ、うおーたん&キャッフィーが住む「遊流伽羅荘（ゆるきゃらそう）」を舞台に繰り広げられる連続ドラマです。毎回ふたりのまわりにはいろいろな困りごとが舞い込みますが、そのたびに物知りの管理人さんや消費生活センターからのアドバイスを得て、ふたりは問題の解決を見届けます。そしてふたりは消費生活問題にとっても詳しい、頼もしいゆるキャラに成長していきます。毎回見るごとに、消費生活トラブルに関する知識が身につきます。そして、「消費生活で困ったことがあったら相談するところがあるよ」「ひとりで悩まないで相談してみて」というメッセージを伝えていきます。

子どもさんから、高齢の方まで楽しくご覧いただける内容ですので、ぜひご覧ください。



ぼくたちの活躍を見てね！



＜消費生活情報＞配信しています

滋賀県のメール配信システム「しらがメール（しらせる滋賀情報サービス）」にのせて消費生活に関するさまざまな情報や、消費生活センターで開催する講座の案内を配信しています。どうぞ、ご利用ください。ご登録はこちらから



メールでしらせるしらがの安全・安心情報
しらがメール

住まいを守る法律 ～住宅瑕疵担保履行法スタート～

平成21年10月1日より、住宅瑕疵担保履行法がスタートしました。この法律は、新築住宅を供給する事業者に対して、瑕疵の補修等が確実に行われるよう、保険や供託を義務付けるものです。平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅が適用対象です。万が一、事業者が倒産した場合等でも、2000万円までの補修費用の支払いが保険法人から受けられます。

事業者の瑕疵担保責任

新築住宅を供給する事業者は、住宅のなかでも特に重要な部分である、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分（下図）の瑕疵に対する10年間の瑕疵担保責任を負っています。

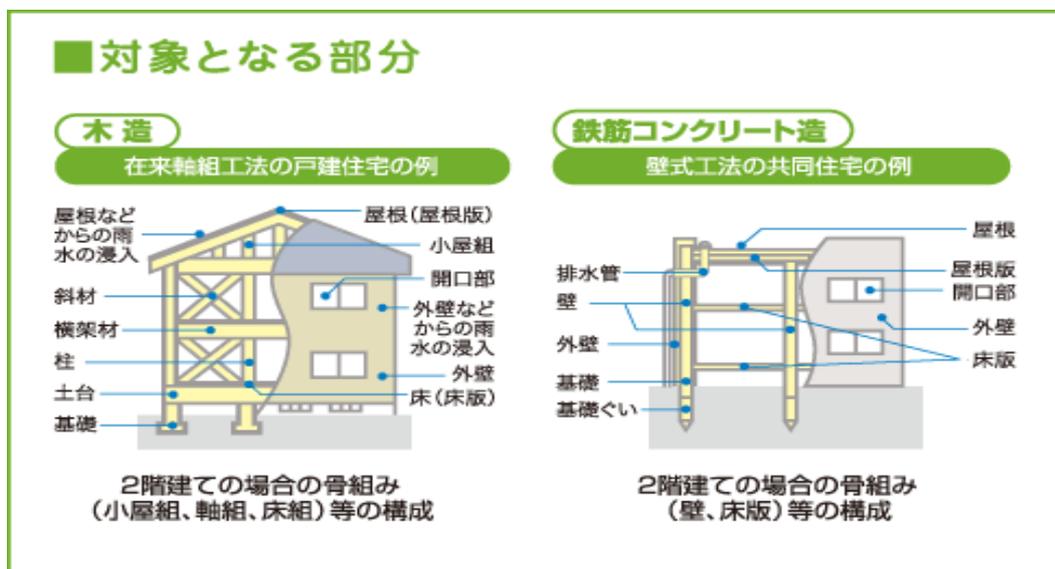
瑕疵担保責任とは・・・契約の目的物に瑕疵（欠陥）があった場合に、これを補修したり、瑕疵によって生じた損害を賠償したりする責任のことをいいます。

瑕疵担保責任の履行の確保

住宅瑕疵担保履行法は、この瑕疵担保責任を確実に履行するための資力確保措置（保険加入または供託）の事業者への義務付け等を定めています。これにより、消費者が安心して新築住宅を取得できるようになります。

義務付けの対象となる事業者

新築住宅を消費者に供給する建設業者や宅建業者に対して、瑕疵の補修等が確実に行われるように、保険加入または供託が義務付けられます。



この制度に関するお問い合わせは、下記までどうぞ

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

TEL **03-3556-5147** (相談専用電話)

午前 10:00 ~ 12:00 午後 1:00 ~ 5:00

土・日・祝日・年末年始休み

URL <http://www.chord.or.jp/>

消費生活センター講座のご案内

食品添加物のこと ～ホントにいるの？ホントにいないの？～

多くの食品にふくまれている食品添加物。知っているようで、知らないこともあるかもしれません。簡単な実験をしながら、添加物についての知識を深めましょう。

講師 中村 博男（なかむら ひろお）氏
三栄源エフエフアイ株式会社 品質保証部次長
日時 平成21年11月27日（金）13時30分～15時30分
場所 滋賀県消費生活センター 研修室（JR彦根駅から徒歩5分）
定員 60名

湖国すまいスクール&くらしの情報セミナーのコラボ企画

すまいとくらしを守る！ あなたのすまいを守る3つのポイントをお知らせします

第1部 「侵入者から守る！」 13:45～14:25
講師 滋賀県警察 防犯アドバイザー 西堀 勝 氏

第2部 「悪徳業者から守る！」 14:35～15:15
講師 滋賀県消費生活センター 消費生活相談員

第3部 「災害から守る！」 15:25～16:10
講師 （社）滋賀県建築士会 1級建築士 河島 明美 氏

日時 平成21年12月9日（水）13時30分～16時10分 受付13時～

場所 彦根勤労福祉会館大ホール（JR彦根駅から徒歩3分）

定員 100名

同時にすまいの無料相談会を開催します。（15:30～）



お申し込みは消費生活センター ☎（0749）27-2234 まで
FAX（0749）23-9030 ホームページよりしがネット受付サービスもご利用できます。

多重債務者無料相談のご案内

多重債務者無料相談会

日時	12月1日(火)	12月12日(土)	12月13日(日)
	10:00~16:00		
会場	東近江環境・総合事務所(東近江市八日市緑町7-23)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)	滋賀弁護士会館(大津市梅林1-3-3)
定員	各会場 12名 計 36名 (先着順)		

予約受付・問い合わせ先

滋賀県 県民生活課 消費生活担当  077-528-3412

(主催: 滋賀弁護士会・滋賀県司法書士会・滋賀県)

近畿財務局多重債務巡回相談 相談費用無料

日時: 12月15日(月) 会場: 大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約受付・問い合わせ先

大津財務事務所 総務課  077-522-3765

**解決しない借金問題はありません
一人で悩まず、ご相談ください!**

消費生活相談

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談専用電話 **0749-23-0999**

受付時間 9:15~16:00 (土日を含む毎日 祝日・年末年始は休み)

なお多重債務にかかる相談は、「多重債務110番 0749-23-1181」で
平日 8:30~17:15 まで受け付けています。

「くらしのかわら版」第17号(平成21年11月発行)

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成22年2月上旬に発行予定です。